

議案第6号

職員の育児休業等に関する条例及び和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

職員の育児休業等に関する条例及び和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の育児休業等に関する条例及び和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条(略)</p> <p>2 給与条例第17条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条(略)</p> <p>2 給与条例第17条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

(和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条から第4条までにおいて「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2～8（略）</p> <p>(給料等)</p> <p>第5条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下この条及び次条において「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当<u>及び宿日直手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。</p> <p>5（略）</p> <p><u>(期末手当及び勤勉手当の支給)</u></p> <p>第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（<u>第7条及び第8条において単に「会計年度任用職員」という。</u>）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条から第4条までにおいて「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬<u>及び</u>期末手当を支給する。</p> <p>2～8（略）</p> <p><u>9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の102.5）」とあるのは「100分の122.5」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。</u></p> <p>(給料等)</p> <p>第5条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下この条及び次条において「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当<u>及び</u>期末手当を支給する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、<u>宿日直手当及び</u>期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。<u>この場合において、フルタイム会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の102.5）」とあるのは「100分の122.5」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。</u></p> <p>5（略）</p>

員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の102.5）」とあるのは「100分の122.5」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「100分の102.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の122.5）」とあるのは「100分の102.5」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

第8条（略）

（支給）

第9条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当（第2条第1項及び第5条第1項に規定する手当に限る。）の支給については、第2条から前条までに規定するもののほか、規則で定める。

第10条（略）

第7条（略）

（支給）

第8条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当（第2条第1項及び第5条第1項に規定する手当に限る。）の支給については、前6条に規定するもののほか、規則で定める。

第9条（略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。